

静岡県消費者教育推進計画に係る県民意見への対応について

(県民生活局県民生活課)

1 要旨

第2次静岡県消費者教育推進計画案について、平成29年12月18日から平成30年1月19日まで県民意見提出手続（パブリックコメント）を実施した結果、下記のとおり12件の意見があったので、うち4件について原案を修正する他、字句修正を加え決定する。

2 概要

- (1) 名称 第2次静岡県消費者教育推進計画
- (2) 計画期間 平成30年度から4年間
- (3) 計画の目標 「自ら学び自立し行動する消費者」の育成

3 提出のあった意見

3団体より12意見の提出があった。

項目	意見	意見に対する県の考え方
第4章 具体的な施策 の展開	ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画（案）には「消費者教育を推進することにより、自分のことだけでなく、社会や環境への影響を考慮してよりよいモノを選ぶ消費者の育成を図ります（くらし・環境部）」との記載があるため、消費者教育推進計画においても「ユニバーサルデザインへの理解と行動」などの一文をいれることが必要。	御意見を踏まえ、消費者教育推進計画においても、「ユニバーサルデザインの理解促進」を追記します。 ※ 推進計画 16 ページ 「1 消費者市民社会の理念の普及（1）多様な場における消費者市民社会の理念の普及 イ 学校や地域における関連教育の推進」の具体的な取組 〈追加〉 「・ユニバーサルデザインの理解促進（県民生活課）」 ※ 推進計画 33 ページ 「付属資料、『施策一覧』」 〈追加〉 「ユニバーサルデザイン出前講座の実施」（平成28年度実績値30回、目標値毎年度30回）
	消費者団体と連携した消費者学習支援の推進（県民生活課）とは具体的にどんなことを想定されているのか。	「消費者教育に関する施策一覧」に、当該取組に対応する業務指標として地域消費生活講座の受講者数を記載しています。

項目	意見	意見に対する県の考え方
<p>第4章 具体的な施策 の展開</p>	<p>学習指導要領に沿った学校における消費者教育の実践（義務教育課、高校教育課）は当然なのであって、推進計画である以上、「実践」ではなく、「推進」、「充実」させていくという文言が適切である。</p>	<p>高校教育では、公民科、家庭科及び商業科の教育課程研究委員会等で、消費者教育充実のための研究を行っていきます。また、学校での授業においては、消費者教育のリーフレット等、県からの資料の活用を推奨することで、消費者教育の「充実」を図っていくことから、御意見を踏まえ、「実践」を「充実」に修正します。</p> <p>※ 推進計画 16 ページ 「1 消費者市民社会の理念の普及（1）多様な場における消費者市民社会の理念の普及 ア 学校、地域、家庭、職域における消費者教育の推進」の具体的な取組 <修正前> 「～消費者教育の実践」 <修正後> 「～消費者教育の充実」 付属資料、「施策一覧」</p> <p>※ 推進計画 33 ページ 「付属資料、『施策一覧』」 <修正前> 「～消費者教育の実践」 <修正後> 「～消費者教育の充実」 付属資料、「施策一覧」</p>
	<p>学校における消費者教育を推進するための中心となる家庭科は、県内で免許外教員が 100 名ほど授業を行っており、全国的にも免外が多い県として知られ、大きな問題となっている。この免外教員が多いことも考慮して、免外教員でも消費者教育が授業で実践できるためにはどうすれば良いのか、具体的に検討していくという方策を考える必要がある。</p>	<p>教育委員会と連携して、免許外教員だけではなく、若手教員や小学校教員の社会や技術・家庭科専門外等、幅広い層の教員に教員向け消費者教育講座や消費者教育講師派遣事業等の活用を促すことで、消費者教育の授業改善につなげていきたいと考えます。</p>

項目	意見	意見に対する県の考え方
<p>第4章 具体的な施策 の展開</p>	<p>「消費者教育講師フォローアップ研修」の実施について、より充実させていくことが肝要である。また充実させていく手段として、講師のランクを示す段や級を作り、それぞれのランクにあう講座を実施し、受講者のモチベーションを高めるような工夫も考えられる。人数は少数でも、講師能力の高い人材を一人でも二人でも増やすことが重要である。</p> <p>(具体的な取組)に教員研修も挙がっていますが、もっと具体的に踏み込んだ記述が求められる。例えば、教員免許状更新講習の選択科目に毎年、どこかの大学で「消費者教育」関連科目をたててもらい、そこへの支援を行うというのも考えられる。そこで、「時代の変化とニーズに合わせた、きめの細かい教員研修の実施を推進します」という記載を入れてはどうか。</p>	<p>能力の高い人材を育成していくことは必要な取組であるため、今後の事業実施にあたって参考にさせていただきます。</p> <p>時代のニーズに合わせた教員研修については、現状においても、スマートフォン利用の低年齢化が進んでいることから、小中学校教員向けには情報モラル教育研修が行われていますが、いただいた御意見を踏まえ、記載を修正します。</p> <p>※ 推進計画 18 ページ</p> <p>「2 消費者教育の担い手となる人材の育成 (1) 消費者教育の担い手のスキルアップ支援 イ 教員のスキルアップ支援」</p> <p>〈修正前〉 「～情報モラルの指導についての研修を開催します。」</p> <p>〈修正後〉 「～情報モラルの指導についての研修を開催する等、時代の変化とニーズに合わせたきめの細かい教員研修の実施を推進します。」</p>

項目	意見	意見に対する県の考え方
<p>第4章 具体的な施策 の展開</p>	<p>コラムに消費者教育コーディネーターが挙がっていますが、県がこのことについて、どのような方針をもっているのかが、よくわからない。本文中での記載を期待する。</p>	<p>消費者教育コーディネーターは、学校における消費者教育を推進するために必要ですが、有効に機能するためには市町等限られたエリアでの活動が望ましいと思われます。県としては、県民生活センターを拠点に市町のコーディネーターのネットワーク化等、その活動を支援していくとともに、消費者教育講師を対象とした研修等により、コーディネーターになりうる人材を育成していきます。</p>
	<p>指標として上げられている、消費生活相談における被害額について、県民センターの金額だけでなく、県全体の被害金額を掲載してはどうか。県単独での被害額が下がって、県内市町の被害額が上がっても、県の推進計画では問題にならないことになり、県全体を把握すべき県の計画としては違和感がある。県全体の被害額が下がれば、それは県の市町に対する支援などの効果があがっているということになる。</p>	<p>本計画は県として実施する施策に関する基本計画であるため、県が実施する施策による効果を目指値に設定すべきと考えることから、代表指標としては県民生活センターのみで集計した被害額を採用したいと考えています。</p> <p>なお、県としては市町も含めた県全体の被害が減少していくことが、望ましいことだと考えておりますので、市町を含めた県全体の被害額についても集計しており、引き続き、県全体の被害額も少なくなるよう、努めて参りたいと思います。</p>
	<p>東部地域においては沼津市、富士市、三島市において消費者教育推進計画が策定、沼津市、富士市において消費者教育推進協議会が設置され、本年度中にはさらに御殿場市、富士宮市において計画が策定される予定と聞いている。</p> <p>しかしながら、他の市町は人口規模が小さく、消費者行政の体制も十分とはいえないことから、今後、この地域における計画の策定や協議会の設置はなかなか難しいのではないかと感じている。</p> <p>こうした状況を踏まえて、東部地域の消費者教育をどのように進めていくかが課題であると認識しています。</p>	<p>県内3地域のうち、消費者教育推進計画の策定、地域協議会の設置をしている市町は東部が最も多くなっていますが、いただいた御意見を踏まえ、地域における課題の「(ア) 東部地域」に文章を追記します。</p> <p>※ 推進計画 26 ページ</p> <p>「4 地域における消費者教育の推進 (2) 地域の課題への対応 イ 地域における課題 (ア) 東部地域」</p> <p><追記></p> <p>「既に沼津市、富士市、三島市において消費者教育推進計画が策定、沼津市、富士市において消費者教育推進協議会が設置されていますが、今後は残りの市町の実情に応じ、消費者教育を体系的に推進していく必要があります。」</p>

項目	意見	意見に対する県の考え方
第5章 計画の実効性 の確保	評価の公表にあたっては、HPでも「評価の内容」だけでなく、行政への住民や企業等の参加状況等「具体的な数値の表示等」で「見える化」していただきたい。	施策の柱ごとに指標と目標値を設定しており、進捗状況についてはHPで公表する予定です。また「第4章 具体的な施策の展開」の小柱ごとに記載している「(具体的な取組)」についても、計画の付属資料として添付している「消費者教育に関する施策一覧」に掲載されている業務指標と目標値により、進捗状況を評価し、HPで公表していきます。
計画全体	第2次の推進計画であるため、講座をやるという記述ではなく、こういう内容の講座をやる、充実させるという記述にしてほしい。その講座を受講すると、何が身につくのか/身につかないのかも不明である。 例えば、ア 22 ページの「地域や～教育の実施(具体的な取組)」では、金銭、租税があがっていますが、消費者教育という視点から見て、何が具体的に身につくのか明確とは言えない。	本計画では、「消費者教育推進の基本的な方向」で「イメージマップにより目的と対象を確認し、効果的かつ体系的に進めていく」こととしています。身につける内容についても、イメージマップに準拠したものとなります。金銭教育や租税教育は、イメージマップの重点領域にある「生活を設計・管理する能力」になります。

項目	意見	意見に対する県の考え方
計画全体	<p>基本計画と消費者教育推進計画を並べてみますと、推進計画を基本計画に入れ込む形でも特に問題がないように感じられる。なぜ分ける必要があるのか、そのあたりについても今後、検討していただきたい。</p>	<p>消費者行政推進基本計画は静岡県消費生活条例に基づき策定され、一方で消費者教育推進計画は消費者教育推進法を根拠に策定しています。また、消費者教育推進法第5条において、「地方公共団体の区域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されていることから、消費者行政推進基本計画においても、「第3章 消費者施策の展開の方向」の一つ目の柱である「自ら学び自立し行動する消費者の育成」においても、「重点的に取り組む事項」とし、他の消費者行政とは別に、具体的なアクションプランとして作成しました。</p> <p>その他、基本計画の進捗状況等については、消費生活審議会で審議を行いますが、基本計画の内容は幅が広く、一本化した場合、消費者教育の推進について十分な検討を行うことが難しいことから、「ふじのくに消費者教育推進県域協議会」で検討することが望ましいと考えております。</p>